

追思と洞察

— 近現代中国の変容事例からみる実践知の試み —

Retrospective and Prospective Analysis of Modern China Studies

水 盛 涼 一 *

Ryohichi MIZUMORI

キーワード：統一試験、官僚制度、歴史科教育、人事査定、八旗、旗人、大清帝国、
高考、党支部、同郷団体

Keywords : National Unified Examination for Admissions to General
Universities and Colleges, CPC, Text book, Bureaucracy,
Curriculum of history education, Corporate governance,
Publication activity, Practical wisdom, Daicing gurun,
Qing dynasty, Banner army, Native Place Association

1. はじめに

そもそも実践とは何事をあらわす語であろうか。構成要素となる実および践のうち、実には充足や富裕、財物や利得の意があるほか、『詩経』「大雅」「板」にある「靡聖管管、不実於亶」の句について、後漢の鄭玄が「周の厲王の意識に聖人の法度が無いならば、管管然として放埒に振る舞うこととなり、行動によって誠信の言（を意味する亶）を“実”（みのりおこなう）できず、結局は言と行が相違する」との箋を付している。また践には^{あしぶみ}蹂躪や蹂躪、進出や継承の意があるほか、『礼記』「曲礼」にある「修身踐言、謂之善行」の句について、やはり鄭玄が「践とは履であり、言動について履まえ行うことである」と注解し、また『春秋左氏伝』文公元年（紀元前 626 年）にある「踐修旧好、要結外援」の句について西晋の杜預が「践とは履行することである」と注解している。ただ、この実と践の二字が結合し熟語として人口に膾炙するには宋代を待たねばならない¹。南宋中期の朱熹は「誠実に踐履」「躬行し実践」といった言葉を度々

* 多摩大学経営情報学部 School of Management and Information Sciences, Tama University

¹ 北宋中期には「必踐其言、必行其实」や「踐言行実」なる句も見えるが（蔡襄『端明集』巻 16 「奏議」 「言災異三」、また趙汝愚編『宋名臣奏議』巻 39 「天道門」 「災異三」 「上仁宗論飛蝗」、李燾『統資治通鑑長編』巻 150 仁宗慶曆四年（1044 年）六月是月条。蝗害や外患について六月甲寅二十四日の仁宗「願婦答於眇躬」発言を受け有言実行を求めたもの）、なお二字は直接には結びつかない。また、王安石「太常博士楊君夫人金華縣君吳氏墓誌銘」（『臨川文集』巻 99 「墓誌」、夫人の没年は嘉祐二年（1057 年）である）の「問名考徳、夫人実践」（直前の句「夫人実紹」や「夫人実教」との対応関係にある）や劉跂「謝先公復官表」（『学易集』巻 5 「表」。『忠肅集』巻首劉安世序や『統資治通鑑長編』巻 498 哲宗元符元年（1098 年）五月辛亥条によれば、劉跂の父劉摯の名誉回復は徽宗建中靖国元年（1101 年）二月となる）の「実践熙寧之言」（『礼記』 「曲礼」の「踐言」を踏まえたものであろう）といった表現も見えるが、後代の“実践”とはやや意を異にする。

に用いて友人や門人へと語りかけ²、南宋後期になると皇帝みずから周惇頤ら道学者に「真見実践」といった評価を与えるまでになった³。周知のごとく朱熹とは圧倒的な学識をもって過去の経書読解の蓄積を刷新し新たな学問を打ち立てた道学者である。そしてその朱熹は学習による蓄積だけではなく、その実践を求めた。おりしも唐代より禅宗が隆盛し知識偏重からの変化が見られ、道学者もまた格物窮理や居敬静坐など事物の窮明や精神の修養を論じるようになった。あるいは南宋より使用頻度の高まるこの実践の語も、上辺の知識のみで事物の表層を認識するだけではなく、内奥まで理解し誠実に践み行うことを目指す指向を持つものであったのかもしれない。そして南宋での誕生から実践の句には長い使用の伝統が蓄積したのである。

今次特集の論題は「2030年の実践知活用の予想図」である。実践の語が持つ欧米由来の現代的な意義については本号掲載の高橋恭寛「実践知の活用」と「実学」が大いに参考になろう。あくまで私見であるが、宋代の実践誕生の原義から現代における実践の本義を見通せば、充実した知識に基づいた上で実際の現場で誠実に行動することとなろうか。そして、その実践の渦中で獲得する知識となる実践知とは、事物の体感を通した体察の表出ではないか。なおそこでは、経験への信頼過剰などに起因する認知偏誤 cognitive bias を十分に警戒する必要もあろう。以上を総合すれば、実践知とは経験と学習を主体とし長期的な視野に立つ面的な理解であり、小さな機兆から将来の象徴的な変化を見通すものと言えまいか。本稿では、こうした複雑な背景を持つ実践そして実践知について、中国の近代そして現代に関する数種の事例をもって説示を試み、その上で十年弱の未来である2030年の姿を垣間見たい。

2. 近世近代三則——資料保存・報告作成・自己認識

本節では短い雑纂の連続により、歴史の断片から地域の特性を推論してみよう。日本放送協会がNHK特集として放送した「シルクロード」シリーズのうち、1981年7月29日に放送した「オアシス点描」第4回「熱砂の道——現代天山南路」には、壁のように立ちはだかる熱砂の風のなかで大過去に執着しない人々の姿が描かれる。過去の記憶は必ずしも人生に必須のものではない。しかもそれが大過去となれば猶更である。勿論、過去への認識はそれぞれの文化で大きく異なるものである。そこで従来に注目されてこなかった記録の保存や自己認識について伝統中国の事例を紹介し、断片から見える長期的変化の事例としたい。

資料保存 古来、中華文明は記録の作成や保持に熱心で、実に多くの文献を現代にまで伝えてきた。司馬遷『史記』以来、連綿と編纂されてきた「正史」もその一例と言えよう。ただ

² たとえば「著実に踐履」（朱熹『晦庵集』巻33「答呂伯恭」第二十四）、「実を將て踐履」（同巻35「与劉子澄」第十五）、「躬ら行い実践」（同巻42「答吳晦叔」第六）、「慤実に踐履」（同巻45「答胡寬夫」）、「著実に踐履」（同巻47「答呂子約」第二十六）、「実践の志無し」（同巻50「答鄭仲礼」）、「其の迹を實踐」（同巻50「答周舜弼」第九）、「精思実践」（同巻53「答胡季隨」第六）、「著実に踐履」（同巻53「答沈叔晦」第四）、「三君子の跡を實踐」（同巻78「建寧府建陽縣學四賢堂記」）、「誠実に踐履」（『朱子語類』巻20「学而篇上」「問有子言孝悌處」条）、「躬ら行い実践」（同巻42「顔淵篇下」「問子張問問与達一章」条）、「居家実践」（同巻120「訓門人八」「二彭初見」条）、「躬ら行い実践」（李清馥『閩中理學淵源考』巻17「朱子福州門人並交友」「秘監陳元零先生宋霖」に引く致和『三山統志』に見える朱熹の陳宋霖評）など。なお同時代の張栻（1133年～1180年）も「躬ら行い実践」（『南軒集』巻19「洙泗言仁序」、また同巻19「答吳晦叔」第四）と語りかけている。

³ 『宋史』巻42理宗紀淳祐元年（1241年）正月甲辰条。なお同文が潜説友『咸淳臨安志』巻11「行在所録」「太学」に見えるが、「真見実践」の句は「真見力踐」と記される。なお『宋史』巻45理宗紀景定二年（1261年）十二月辛卯条には「真履実践」の語も見え、実践、真見、真履は調子を整える類型の表現と感じられる。

し、それは作成された全ての記録を完全に伝世する意思があったことを意味しない。正史作成の重要な材料となる各皇帝の記録『実録』——中国とは形式を異にするが日本でも例えば大正と昭和に実録が編まれている——は翰林院の学士が執筆にあたるが、清書進呈を経てすぐに原稿は焼却されていた⁴。それも当然で、公文書は無限に増加するにもかかわらず⁵、収蔵部門には限界があり、維持管理も困難であった⁶。時には火難に罹災し、焼け残った文書屑を紫禁城の内堀にあたる護城河へ投棄もしている⁷。中央官庁で公的な手引書『則例』を編纂する際、やむなく私的な備忘録を参照したという逸話もあった⁸。

これら消極的廃棄のほか、積極的廃棄も有り得た。光緒二十七年（1901年）には過去の文書を一齐に整理廃棄し諸政一新を図ったが⁹、その背景には“一般職”胥吏の存在がある。彼らは、点々と異動する“総合職”官僚に対し、一所に継続勤務して文書に通曉し、時には過去の公文書の枝葉末節を“悪用”したのであった¹⁰。また、康熙帝は「正史が完成した後も、参照した『実録』や諸書を珍藏し後世の考証に供す」と命じているが¹¹、裏を返せば過去の政権が公定の歴史の定立に際して異論を封殺してきたことを暗示させる。ここからは、五千年の歴史を誇る中華世界といえども、その歴史を語る史料は選択的に保存されてきたことが知れよう。

ただし、中央から様々な文書が消失していく中で、地方や“外国”では文書の希少性が高く、重要視され保存伝世することもある。安徽省の徽州に保存された官民の多様な文書群や¹²、明

⁴ 黄佐『翰林記』巻13「焚藁」、また孫承澤『春明夢餘録』巻13「皇史宬」など。

⁵ たとえば光緒十年（1884年）の四半期で中央財政官庁である戸部では上諭奏摺が422件、科抄が122件、咨呈が9339件にわたり筆写参照されている（『戸部奏稿』全国図書館文献縮微複製中心、2004年7月、1943頁の督催所関連報告）。それはこの頃のみの特徴ではなく、遠い乾隆二十二年（1757年）の四半期であってもやはり上諭奏摺が74件、科抄が726件、咨呈が12695件にわたり筆写参照されたのであった（乾隆二十二年七月十六日付大学士管戸部傅恒「奏報三至五月各司處已未完結事件」中央研究院歴史語言研究所藏明清史料、請求記号：026460-001）。

⁶ 震鈞『天咫偶聞』巻1「皇城」茶餘客話謂条には「内閣大庫因雨而牆傾」とあるほか、「北平清查光緒年紅本檔」（方甦生編『清内閣庫貯旧檔輯刊』国立北平故宫博物院文献館、1935年1月。第2冊第1編「典籍序典藏之紅本目錄」第2項）は光緒二十五年（1899年）三月のこととして「其遠年新旧各本、及新旧紀事檔簿……實在残缺暨雨淋蟲蝕者、一併運出焚化」と述べる。そこで内閣大庫の補修計画が立てられたものの、宣統元年（1909年）時点でなお「現在更形滲漏」であった（宣統元年二月初九日付孫家鼐等「奏為請肯估修葺藏實録紅本大庫」国立故宫博物院図書文献処軍機処檔摺件、請求記号：175538）。

⁷ 『申報』光緒二十二年（1896年）三月初三日「戸部失慎」、同光緒二十二年三月初四日「戸部失慎續聞」、同光緒二十二年三月十五日「農曹火後續述」、翁同龢『翁文恭公日記』（商務印記書館涵芬樓、1925年7月）光緒二十二年二月二十三日条。

⁸ 震鈞『天咫偶聞』巻2「南城」咸豐末戸部失慎条。なお備忘録は道光二十年（1840年）庚子科二甲十八名進士である董恂のもの。董恂は進士登科後に「分部学修籤掣戸部」となり、そのまま戸部で主事、員外郎、郎中と昇進し、咸豐二年（1852年）八月十三日に湖南督糧道へと転出して地方官を歴任、咸豐十一年（1861年）十月初八日に戸部へ右侍郎として復帰し、同治三年（1864年）九月初十日に勘定戸部則例底本となっている（光緒十八年（1892年）作成「董恂経歴」国立故宫博物院図書文献処清国史館伝包「董恂伝包」、請求記号：702003271-2。また同「董恂列伝」、請求記号：702003271-5。なお以降は国史館伝包と略す）。

⁹ 『申報』光緒二十七年（1901年）三月初十日「奏疏彙録」、陳璧『望崑堂奏稿』巻2「敬陳内治之要宜及時先去積弊以立紀綱摺」、同巻3「監察吏部清釐檔卷完竣并敬陳管見摺」、同「請旨飭下吏部於選存檔卷迅行釐定片」。

¹⁰ 同治三年（1864年）九月初十日付戸部奏（同治『欽定戸部則例』巻首）。宋代について熊本崇「中書檢正官——王安石政権のになてたち」（『東洋史研究』第47巻第1号）。

¹¹ 『康熙起居注』康熙二十六年（1687年）丁卯四月十二日己未条、また『聖祖実録』巻154康熙三十一年（1692年）壬申春正月条。

¹² 阿風『明清徽州訴訟文書研究』（上海古籍出版社、2016年3月）などを参照。

朝の中央軍事官庁である兵部が豊臣政権に発給した文書はその好例であろう¹³。同様の状況は、宗教的権威や西南の少数民族政権にも当てはまる¹⁴。いわば、江戸期の浮世絵が同時代人の読み捨てる対象であったのに、かえって海外で珍重保存された様なものである¹⁵。今後になおこうした周縁部での悉皆調査が求められるであろう。

報告作成 なお、偶然に伝世し中国国家図書館に収蔵された中央官庁作成文書がある。それが財政官庁戸部の作成した『戸部奏稿』（全10冊、全国図書館文献縮微複製中心、2004年7月）であり、光緒九年（1883年）七月から光緒十一年（1885年）十一月の関係文書を収録する。試みに前半の内容から、従来に知られていない文書行政の一端を明らかにしていこう。まず当時の公文書の選別について当時の管理部門（軍機処、現代日本で内閣官房に当たるか）の記録から確認する¹⁶。

中央官庁や地方高官による報告文に対し皇帝が「該部議奏」（当該の中央官庁は議論し報告せよ）、「該部知道」（当該の中央官庁は見知りおけ）と判断したものはみな軍機処で複写した上で転送した。「覽」（見た）や「知道了」（了解した）、承認あるいは不承認、さらには訓令や賞賛の言葉があった場合も中央官庁の処理すべきものは複写転送した。

管理部門が複写転送すれば、当該官庁は対応せねばならない。「該部議奏」ならば当然のこと、事例は少ないながら「覽」への対応事例すら見られる¹⁷。なお皇帝の判断が下されてから戸部が報告を行うまでの平均日数は51.5日である。報告作成が最も短いものは99頁の四川省関連報告であり、判断「該部知道」から即日に報告している。また194頁の広東省関連報告および480頁の直隸（河北省）関連報告、また1755頁の両江総督（江蘇・安徽・江西を統括）関連報告では判断「速議具奏」（ただちに会議し報告せよ）から4日で報告に至った。それに対し、最も対応の遅い1222頁の甘肅省関連報告では判断「戸部知道単併發」（戸部は見知りおけ。付属文書は添付して送る）に対して実に292日をかけて報告している。ほか554頁の湖南省関連報告では判断「該部知道」に対し213日を、3頁のタルバガタイ関連報告では判断「該部議奏」に対し207日をかけている。諸事誠実に独裁君主へ仕えていたと思われる官僚たちであったが、

¹³ 大野見嗣「明朝と豊臣政権交渉の一齣——明朝兵部発給「箭付」が語るもの」（『東洋史研究』第78巻第2号、2019年9月）、新宮学「明朝の日本国冊封と上杉景勝に贈られた冠服・兵部箭」（『歴史』第134輯、2020年4月「東北史学会公開講演要旨」）、同「先人が残した稀少な資料——景勝に贈られた明朝冠服、米沢で修理後初公開」（『山形新聞』2021年9月18日）。ほか、黄正建主編『中国古文学研究初編』（上海古籍出版社、2019年5月）、渡辺美季・荒木和憲・辻大和・岡本真・須田牧子・林慶俊・劉序楓『明清中国関係文書の比較研究——台湾所在史料を中心に』（東京大学史料編纂所、2021年8月）などを参照。

¹⁴ 少数民族では、たとえば酉陽軍民宣慰使司（現在の重慶市酉陽土家族苗族自治州）について『冉氏族譜・総譜』（重慶酉陽冉氏族譜統修委員会、2007年。重慶図書館蔵、請求記号：K820.9/172）収録の明代詔命および兵部箭付、永順等処軍民宣慰使司（現在の湖南省湘西土家族苗族自治州永順県）について嘉慶十二年（1807年）後跋が附される劉繼先・彭肇植・游俊『歷代稽勲録箋正』（貴州人民出版社、2013年12月）など。また宗教的権威では『中国仏寺志叢刊』（全130冊、広陵書社、2006年1月）収録の諸書、『孔子博物館蔵孔府档案彙編』（国家図書館出版社、2018年11月）など。

¹⁵ 及川茂「最近の欧文による浮世絵研究文献」（『浮世絵芸術』第156号、2008年7月）。

¹⁶ 梁章鉅・朱智『樞垣記略』巻13「規制一」。なお同書巻19「題名五」「漢軍機章京」によれば、それぞれ梁章鉅は道光二十三年（1843年）四月より、また朱智は咸豊八年（1858年）七月より軍機章京として入直を始めている。

¹⁷ 『戸部奏稿』1553頁「本部議覆庫倫辦事大臣桂祥奏請添月加公費銀兩一片」および1554頁の同「奏請加養廉銀兩一片」では皇帝の判断「覽」に対して36日後に上奏報告を行っている。

その勤務には当然ながら粗密があった。このように先行研究の意識しない断片的な資料から新たな社会像を垣間見ることが可能なのである。なお、中央官庁の日常業務を伝える資料は少なく、文書行政研究は緒に就いたばかりである。『戸部奏稿』を手掛かりに、関係官庁の文書や前後の時代の文書へ敷衍し基礎研究を行う必要がある。

自己認識 ついで資料保存や報告作成の当事者である当時の官僚の自己認識について触れよう。ただし、当時の官僚一般ではなく、大清帝国の中核たることを定められた“八旗”所属——彼らを旗人という——の官僚を対象とする。初代ヌルハチは東北で崛起してほどなく麾下の人々を軍事組織に編成した。これが満洲語で軍団を意味する *gūsa* であり、象徴たる軍旗の下に集ったため漢語で旗と称した。そして機構の成熟とともに旗は四種から八種となり、八旗と呼ばれるようになった。ここには所謂満洲族のほかモンゴル族や漢族など多様な人々が振り分けられた。そしてその中で皇帝直属の「上三旗」正黄旗・鑲黄旗・正白旗、および個別の旗主が零細に設定される「下五旗」鑲白旗・正紅旗・鑲紅旗・正藍旗・鑲藍旗が確立していく。その後さらに勢力が拡大すると、新来のモンゴル族を中心に新たに八旗蒙古（蒙古旗）、また砲兵部隊を中心とした八旗漢軍（漢軍旗）を分離編成し、従来の機構は再命名として八旗満洲（満洲旗）と呼ばれるようになった。ただし、例えば全モンゴル族が蒙古旗に移動したわけではなく、帝国の同盟者たるモンゴル王公の麾下に在り続けた者や、満洲旗に留まった者もあり、満洲・蒙古・漢軍といっても、その呼称と麾下のエスニックグループが同一ではなかったことには注意を要する¹⁸。

しかも、その境界は時に踏み越えることもできた。19世紀に地方高官を歴任した呉振斌は「功績を挙げたり皇帝の特別な厚恩を承けたりして、内務府旗から満洲旗に抬入する者や、満洲の下五旗から上三旗に抬入する者がおり、これを抬旗と言った」と述べる¹⁹。たとえば、乾隆帝に寵愛された慧賢皇貴妃は内務府鑲黄旗に所属する漢族の出身であったが、皇帝が即位してすぐの雍正十三年（1735年）九月二十四日に家族と共に満洲旗へと“抬旗”されている²⁰。また太平天国との戦闘で殊勲を立てた官文は同治三年（1864年）六月二十九日をもって内務府正白旗漢軍を離れ「正白旗満洲に抬入し双眼花翎の着用を許す」こととなった²¹。王朝末期であっても、ウリヤスタイ将軍の高位にあった馬亮が光緒三十三年（1907年）十二月十六日に吉林

¹⁸ 八旗 *jakūn gūsa* も一様ではない。古参の漢族の一部は内務府所属として旗鼓佐領 *cigu niru* を形成した。またアヘン戦争の当事者の一人である琦善はチングスカン一族の博爾濟吉特氏であるが八旗蒙古所属ではなく正黄旗満洲に属した。ほか鑲黄旗満洲にはロシア人を主体とする俄羅斯佐領 *oros niru* が、正黄旗満洲や正紅旗満洲には朝鮮王朝出身者を主体とする高麗佐領 *solho niru* が、内務府正白旗にはウイグルの回子佐領 *hoise niru* が、正黄旗満洲にはチベットの番子佐領 *fandzi niru* が、鑲黄旗漢軍にはベトナムの安南佐領が成立している。村上信明『清朝の蒙古旗人——その実像と帝国統治における役割』（風響社、2007年11月）、杜家驥『八旗与清朝政治論稿』（人民出版社、2008年3月）。

¹⁹ 『養吉齋叢録』巻1「太祖既削平諸国」「按」条。また福格『聽雨叢談』巻1「内旗旗鼓与八旗漢軍不同」および「滿漢互用」（福格は内務府鑲黄旗の旗鼓漢軍馮氏の出）。

²⁰ 細谷良夫「歴史語言研究所所蔵「已入満洲姓氏」档案——包衣ニルをめぐる」（『満洲史研究』第1号、2002年5月）、徐立艷「清代内務府世家高佳氏抬旗考」（『歴史档案』2019年第1期）。なお雍正十三年（1735年）九月初十日付「管理兩淮塩政高斌奏請赴京叩謁先帝梓宮摺」（中国第一歴史档案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第29冊、江蘇古籍出版社、1991年1月、第135号文書）に附される乾隆帝の返答には「汝女已封貴妃、且并令汝出旗、但此係私恩、不可恃也。若能勉力公忠为国、朕自然嘉獎。若稍有不逮、始終不能如一、則其当罰、又豈可与常人一例乎」とある。

²¹ 同治十年（1871年）三月二十六日作成「吏部覆官文旗分出身片文」（国史館伝包「官文伝包」、請求記号：702002778-0-05）、また光緒元年（1875年）八月付管理正白旗満洲都統事務恭親王奕訢など咨文付「正白旗満洲官文履歷冊」（同「官文伝包」、請求記号：702003271-3）。

烏槍營所属の正白旗漢軍を離れ北京の正白旗満洲への抬旗を願い出て許可されている²²。顕彰としての上昇があれば、制裁としての下降も有り得よう。清末に生きた或る旗人官僚は、祖先が皇帝の怒りに触れ満洲旗から漢軍旗へと下されたと述べる²³。また、親族の不敬により降格となったという者もいた²⁴。民族において多様な人々の集合体、それが旗人官僚であった。

それでは彼らの帰属意識は那辺に存在していたのだろうか。その手掛かりの一つが出身地の表明である。古来、中国では自称の前に出身地を表記することがあった。たとえば江蘇省鎮江の金山江天禪寺には多くの官僚が匾額を揮毫している。その署名を試みに列挙すれば合肥李鴻

²² 宣統三年（1911年）七月付正白旗満洲佐領明春咨文「覆馬亮抬旗原奏片文」（国史館伝包「馬亮伝包」、請求記号：702001599-0-08）には抬旗請願の理由として長い軍歴で吉林に親族がおらず忠勤の上で北京所属が好ましいと主張している。ただし当時として珍奇なことであったようで、宣統二年（1911年）六月初一日付王会釐纂輯「馬亮列伝」（国史館伝包「馬亮伝包」、請求記号：702001599-0-03）には殊更に別紙で『政治官報』での調査が附されている。

²³ 陳力「清朝抬旗・降旗・換旗述論」（『歴史档案』2017年第4期）。楊鍾義「雪橋自定年譜（原名来室家乘）（一）」（『中和月刊』第2巻第1期、1941年1月、なお『雪橋詩話全編』人民文学出版社、2011年7月に転載）には「吾家初隸満洲正黄旗、先高祖婦自広西、高宗以清語問答、未能嫻習、命改漢軍、自是始為漢軍正黄旗」とある。とはいえ、次注の毓賢一族も含め、公文書に「降旗」を示す記録は一切みられない。乾隆期の旗人の民籍転換政策「出旗為民」を含め総合的に検討する必要がある。なお日本の華族にも爵位不当降格の伝説を持つ家があり（小田部雄次『華族——近代日本貴族の虚像と実像』中央公論新社、2006年3月）、史書と口頭伝承の整合性担保には困難がつかまとう。

²⁴ 葉赫顔札儀民「憶先伯父毓賢」（政協北京市委員会文史資料研究委員会編『文史資料選編』第33輯、北京出版社、1988年1月。なお儀民の父は毓泰。顔冠石「一生文墨留青史 万載魂魄宿瑤池——憶先父顔儀民」『北京文史』2004年第2期を参照）には、清末の旗人官僚の毓賢の叔母が道光二十年（1840年）に秀女の対象となり「姑祖母在繡輪進宮途中用刀剪自殺。朝廷遂奪去我家世襲的子爵、將我家降入内務府、編入正黄旗」として毓賢の父の賡颺が「家道中衰」のなか進士となり広東省で知府に就任したとする。この秀女自死伝説は楊原『詩書継世長——葉赫顔札氏家族口述歴史』（北京出版社、2014年10月）に載る閻珂（毓賢の弟毓俊の子閻文灝の子閻陸飛の子）の記憶にも上るが、毓俊編『葉赫顔札氏家譜』（北京大学図書館蔵、光緒十二年すなわち1886年の編纂）では安達札・頼図庫・麻色・馬爾漢・馬奇・明秀・祥紱・賡颺・毓賢と至る系譜で乾隆に生きた馬奇の時点で内務府所属であり、王朝後半での秀女自死を理由とする降格には疑問が残る。ただ彼らの一族には別個の“降旗”を考え得る。儀民や閻珂はみな正黄旗満洲に属する葉赫顔札氏と称しており、賡颺は咸豊四年（1854年）二月二十八日付文書では「奴才賡颺、内務府正黄旗満洲海隆阿佐領下举人」といい（『中国第一歴史档案館蔵清代官員履歴档案全編』華東師範大学出版社、1997年10月、第26冊第45頁）、光緒『広州府志』巻26「職官表十」「国朝」「順徳県知県」「同治朝」でも「賡颺、満洲正黄旗人、举人、四年任」と記されている。また子の毓賢も吏部により「毓賢現年五十五歳、係内務府正黄旗満洲榮貴佐領下監生」（『官員履歴档案全編』第6冊第250頁）と記録され、『申報』光緒二十五年（1899年）五月二十日「光緒二十五年五月初十日京報全録」の「山東巡撫奴才毓賢跪奏為屬吏同宗応否迴避」では「奴才係内務府正黄旗満洲人」と称している。しかし民国の正史『清史稿』巻465毓賢伝では「内務府正黄漢軍」と記される。『清史稿』は杜撰で知られる史書ではあるが、清朝国史館の情報に基づくという『清史列伝』巻62「已纂未進大臣伝一」毓賢伝においても「内務府正黄旗漢軍」と記される。実際、宣統元年（1909年）八月十三日付国史館協修官周廷幹纂輯「毓賢列伝」（国史館伝包「毓賢伝包」、請求記号：702003133-0-03）にすでに「内務府正黄漢軍」とあり、その淵源は「吏部片一件為覆尚書趙舒翹左侍郎徐承煜巡撫毓賢等履歴由」（同「毓賢伝包」、請求記号：同702003133-0-02）に「山東巡撫毓賢、内務府正黄旗漢軍監生」とある吏部の回答より始まった。なお、この照会は宣統元年六月十三日に国史館提調官であった翰林院侍読学士の惲毓鼎と内閣侍読の松茂の署名で国史館に受理されている。すなわち、毓賢漢軍説とは、杜撰で著名な『清史稿』の発案ではなく、王朝当時からの処遇であった。あるいは義和団事變の責を一身に背負って処刑された毓賢が当時に満洲から漢軍へ「降旗」されたものかもしれない。すでに筆者は「山東の教案処理に関する上奏」（『新編原典中国近代思想史』岩波書店、2009年10月、第1巻「開国と社会変容」第4節「仇教運動から義和団の活動へ」）の注記で顔儀民『幽霊縹緲録——慈禧太后和李蓮英』（文史哲出版社、1996年8月）を引いて本注同様の問題を提起したが、ここに愚案を追記した。

章、中州薛書常、長白富陞、衡陽彭玉麟となる²⁵。李鴻章は安徽省安慶府合肥県の出身、薛書常は雅称を中州とする河南省の陝州靈宝県出身、彭玉麟は合肥県の産ながら本籍地は湖南省衡州府衡陽県であった。さて、漢族官僚は本籍地に基つき官途に就くが、旗人はいわば軍籍のみで管理され、公的記録に出身地は記録されない。そのため旗人の揮毫で出身地はあくまで自称となる。ここで言う富陞の表明する長白とは²⁶、皇室の始祖ブクリ＝ヨンシヨンの誕生地である長白山（現在の吉林省延辺州安図県、なお白頭山としても知られる）そのものである²⁷。王朝も中頃からは満洲旗の人々が家譜の中で長白山出身と称する現象が見られるというが²⁸、それは家譜だけに留まらない。旗人たち自身もまた出身地表明に長白と称するのである。

以下、試みに満洲旗の旗人官僚による長白表明を列挙しよう²⁹。すでに乾隆十七年（1752年）には同徳が白山と称す。そして嘉慶十年（1805年）には清安泰と玉徳が、嘉慶十八年（1813年）には富忠阿と那英が、道光十二年（1832年）には桂明が、光緒元年（1875年）には錫光と葆椿が、光緒七年（1881年）には徳馨が、光緒九年（1883年）には聯綬が、光緒十三年（1887年）には福通が長白と表明する。すなわち皇帝と同じ長白に発し「攀龍附鳳」（龍鳳たる皇帝に従い来たる）とするのであった。

それに対し、漢軍旗所属の官僚はやや異なる。たとえば康熙年間に王永名は三韓、范時崇は奉天と称し、また乾隆年間には李亨特や徐綿が鉄嶺と称し、下って同治四年（1865年）には前述の官文が遼陽と称している³⁰。そもそも長白とは皇室の出発点であって、蒙古や漢軍の旗

²⁵ 光緒『続金山志』巻上「額」。なお俞樾「彭剛直大公神道碑文」（『統碑伝集』巻14「光緒朝部院大臣」）によれば、彭玉麟の一族は明朝洪熙年間（1425年）より代々湖南省衡州府衡陽県に住むものの、出生地は父彭鳴九の赴任地である安徽省安慶府合肥県の梁園巡檢司署であった。

²⁶ なお匾額は同治十年（1871年）の揮毫であるが、この富陞は当時に江寧副都統であった人物であろう。彼は光緒三十四年（1908年）八月初一日付李端棨覆輯「富陞列伝」（国史館伝包「富陞伝包」、請求記号：702002659-0-03）で姓氏空格のままであり表紙に「此伝可用応査姓氏」と箋付されるが、光緒『吉林通志』巻116「人物志四十五【列女】」「赫舍利氏富陞女」からみて赫舍利氏であったことを推定できる。

²⁷ 石橋崇雄「清初入関前の無圏点満洲文档案『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』をめぐって——清朝史を再構築するための基礎研究の一環として」（『東洋史研究』第58巻第3号、1999年12月）。なお崛起展開する帝国については杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会、2015年3月）。

²⁸ 孫静『「満洲」民族共同体形成歷程』（遼寧民族出版社、2008年8月）。また旗人の全体像として劉小萌『清代北京旗人社会』（中国社会科学出版社、2008年8月）、中期の様相として鹿智鈞『根本与世僕——清朝旗人の法律地位』（秀威資訊科技、2017年11月）、後期の状況としてEdward J.M. Rhoads, *Manchus & Han: ethnic relations and political power in late Qing and early republican China, 1861-1928*. University of Washington Press, 2000.

²⁹ 民国『鎮海県志』巻45「旧志源流」「乾隆志同序」で甯紹台道同徳が序す。なお同徳は『清代縉紳録集成』大象出版社、2008年12月（以下『集成』と称す）第1冊『縉紳新書（乾隆十三年春）』浙江省嘉興府理事同知では正黄旗満洲と記される。光緒『浄慈寺志』巻首で鑲黄旗満洲の浙江巡撫費莫氏清安泰と正紅旗満洲の閩浙総督瓜爾佳氏玉徳が序す。光緒『常山県志』巻首「原叙」で金衢嚴道の富忠阿（『集成』第6冊『大清摺紳全書【壬申秋季】』浙江金衢嚴道では鑲黄旗満洲）と衢州府知府の那英（同上浙江衢州府では鑲藍旗満洲）が序す。道光『東陽県志』巻首で金華府知府桂明が序す（『集成』第11冊『大清摺紳全書【癸巳夏季】』浙江金華府では正黄旗満洲）。同治『長興県志』巻首序で湖州府知府錫光が序す（『集成』第37冊『爵秩全覽（光緒元年夏）』浙江湖州府では鑲紅旗満洲）。民国『仁化県志』巻首「原叙」光緒元年（1875年）で仁化県知県の瓜爾佳氏葆椿が序す。『畿輔宦浙同官録』（上海図書館に光緒七年初修本、請求記号497548、光緒十七年続修本、請求記号554024が存在）巻首に鑲紅旗満洲の富察氏が序す。光緒『嚴州府志』巻首序や光緒『常山県志』巻首「序」で金衢嚴道瓜爾佳氏聯綬が序す。光緒『続金山志』巻上「聯」第十四と第十六で鎮江府知府の棟鄂氏福通が聯を記す（『集成』第48冊『大清摺紳全書【丁亥冬季】』江蘇鎮江府では正白旗満洲）。

³⁰ 福浙総督の范時崇は康熙『遂昌県志』巻首で康熙五十一年（1712年）に序し奉天と称す。なお巻首「康熙壬辰歲統修遂昌県志姓氏」では「大総裁」として范時崇を「奉天鑲黄旗」として紹介する。范時崇は祖父の范文程、父

人との関係性は薄い。実際、チンギスカン一族の末裔で八旗満洲に所属していた恭釗は光緒十九年（1893年）刊行の自著で「満洲正黄旗に属す。ボルジギン氏である。一族は元の蒙古から出ており、オノン河に発祥した」と書き記している³¹。チンギスの遠祖である蒼き狼と白き牝鹿はバイカル湖に天下りオノン河に移動した。このオノン河こそがチンギス誕生の地である。モンゴルならば高原のオノン河にこそ源流を感じるものであろう。

しかし、光緒十二年（1886年）地方高官の豊紳泰は蒙古旗に在りながら長白と表明する³²。その他にも道光二十一年（1841年）には蒙古旗の明誼がやはり長白と表明しており、嘉慶十五年（1810年）には漢軍旗の慶霖が、また光緒三年（1877年）には漢軍旗の雙全が長白と称している³³。蒙古旗や漢軍旗の旗人も長白を表明する、それが王朝後期の状況であった。

それと呼応するかのよう、漢族の読書人たちも旗人たちを長白に結びつけて理解する。王朝後期に上海で創刊された新聞『申報』では、当然のように八旗満洲の旗人官僚の地域を長白と表記するが³⁴、

の范承謨ともに著名な官僚で漢軍に籍を置く。また「副総裁」のうち浙江布政使徐灝、按察使呂猶龍、督糧道胡承祖、温処道毛文銓、処州府知府劉起龍たち旗人官僚はみな「奉天」と記載する。また王永名は民国『花県志』巻1「原序一」康熙二十六年（1687年）に序す（巻7「官師志」「職官表」「知県」では王永名を満蒙漢不明ながら「正紅旗監生」と紹介）。李亨特は乾隆『紹興府志』巻首序、乾隆五十七年（1792年）に紹興府知府として序す。なお巻首「重修紹興府志姓氏」には「総裁」として李亨特を漢軍正藍旗と紹介する。乾隆『温州府志』巻首「徐序」には乾隆庚辰（二十五年、1760年）に温処道の徐綿が鉄嶺と称す。なお巻17上「職官」「国朝」では「憲職」「分守温処道」に鑲藍旗と紹介する。官文は同治『宜昌府志』巻首で同治四年（1865年）に序す。なお漢語「三韓」は『後漢書』巻85「東夷列伝第七十五」に馬韓辰韓弁韓の合称として登場するものの、高句麗百濟新羅の三国を指すように変化し、朝鮮王朝実録では朝鮮の異称として頻繁に登場するようになる。ただ『旧唐書』巻109「列伝第五十九」で靺鞨の李多祚は「三韓貴種」と称されたほか、遼寧省本溪市本溪満族自治県の山城子郷の呉家に伝わる『呉氏譜書』では康熙癸未四十二年（1703年）呉宗阿序にて祖先の地を「三韓東北英額故里」と称している（李林『満族宗譜研究』遼寧民族出版社、2006年5月、下編「宗譜節選」第11号）。靺鞨は中国東北部から沿海州にかけて覇を唱えた部族であるし、英額とは現在の遼寧省撫順市清原満族自治県を流れる渾河の支流も指す地名である。この王永名の「三韓」も半島ではなく遼寧あたりを示すものであろう。

³¹ 恭釗『酒五経吟館詩草』附『恭釗自撰年譜』（上海図書館蔵、請求記号：線普長454898-454899）、原文は「満洲正黄旗人、博爾濟吉特氏、系出於元蒙古、発祥於斡難河」。なお恭釗はアヘン戦争で著名な琦善の子にあたる。モンゴルの始祖伝説については村上正二「モンゴル部族の族祖伝承——とくに部族制社会の構造に関連して」（『史学雑誌』第73巻第7号・第8号、1964年7月・8月。『モンゴル帝国史研究』風間書房、1993年5月）。

³² 『兩浙塩務同官録』は光緒十二年（1886年）初修本（上海図書館蔵、請求記号：549097）、光緒十六年（1890年）続修本（東洋文庫蔵、請求記号II-15-B-122）が存在。本書や前出『畿輔宦浙同官録』では正藍旗蒙古に所属する唐音氏とする。なお、この蒙古長白事例への問題関心は拙稿「中国地方官僚人名録解題稿——『同官録』の世界」（大学院GP事務室『組織的な大学院教育改革推進プログラム「歴史資源アーカイブ国際高度学芸員養成計画」平成22年度事業成果報告書』東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻、2011年5月）に遡る。

³³ 瓊州府知府で雷瓊道を兼ねていた明誼は道光『統瓊州府志』巻首で道光二十一年（1841年）に序す。なお巻24「職官」「文職」「知府」は正黄旗蒙古と紹介する。また太平県知県の慶霖は嘉慶『太平県志』巻首で嘉慶十五年（1810年）に序す。なお巻9「職官志」「知県」「国朝」によれば慶霖は正藍旗漢軍の所属である。また処州府総捕同知の雙全は光緒三年（1877年）刊行の光緒『処州府志』巻首「纂修銜名」で「同修」として名を連ね長白と申告している。なお『集成』第37冊『爵秩全覽（光緒元年秋）』浙江処州府で同知の雙全は鑲黄旗漢軍の所属である。

³⁴ 『申報』光緒元年（1875年）十二月初八日「揚州府署楹聯并跋」では揚州府知府英傑を「長白英式梁太守傑」と表現する（なお同治『統纂揚州府志』巻首「職名」「監修」では英傑を「満洲鑲黄旗人」と紹介する）。『申報』光緒三年（1877年）十月二十日「方伯入都」では江蘇布政使の恩錫（鑲黄旗満洲）を長白恩竹樵方伯と称す。『申報』光緒九年（1883年）正月初六日「詩壇門韻」では福建学政の崑岡（正藍旗満洲）について「福建崑学政長白才子也」と称す。『申報』光緒九年（1883年）正月十三日「捐給寒衣」では浙江布政使德馨（鑲紅旗満洲）を「長白德曉峯方伯」と称す。『申報』光緒十年（1884年）十月念九日「蘇府行程」では蘇州府知府の魁元（正紅旗満洲）を「長白魁太守」と表記する。『申報』光緒十年（1884年）十二月初九日「析津官報」では長蘆塩運使の額勒精額（鑲紅旗満洲）を「長白額都転」と表現する。『申報』光緒二十八年（1902年）正月十四日「書吏改名」では江蘇巡撫の

その範囲は蒙古や漢軍の旗人にも及んだ³⁵。長白は東北部を示す表現としてすら登場する³⁶。しかも自称と他称の交差例すら存在する。王朝も末期の宣統二年（1910年）、前述の恭釗の甥にあたるチンギス裔の瑞澂は漢族の官員から送別の辞を送られたが、そこでは長白と起草され、瑞澂も苦言を呈することなく嘉納したのであった³⁷。

当時は地方各省で高官の推薦や買官により官僚身分を得た者が特異に増加しており、関係構築のため出身地別に結合を強めていた。湘軍曾国藩の湖南閥、淮軍李鴻章の安徽閥は著名である。そこで旗人官僚たちも東三省の民籍漢族はもとより直隸（現在の河南省）や山東省の出身の漢族と同郷団体を結成し、他地域の集団と対抗したのであった³⁸。出身地表明の長白への変化もまたその渦中に深まったものとみえる。出示や民族といった自己意識とは、時によって変化し強固ともなる優れて現代的な問題でもある³⁹。

以上、資料保存の偏在性、報告書作成の力点、自己認識の変容について例示を行った。それぞれ従来に研究者が関心を寄せない零細な分野である。ただしその中にもまた中国の持つ功利主義的な特質そして時代変化の機兆を見て取るができるだろう。

索綽羅氏恩寿について「長白恩藝帥」と称する（父麟魁の姓氏や所属として同治元年（1862年）付鑲白旗滿洲佐領特通額「咨送協辦大學士麟魁姓氏子嗣」国史館伝包「麟魁伝包」、請求記号：702002165-0-08）。

³⁵ 『申報』光緒九年（1883年）五月初七日の戴燮元「吳柳堂（可説）侍御師事略」では会試副考官を勤めた正黄旗蒙古の烏米氏花沙納（姓と所属は咸豐十一年（1861年）付正黄旗蒙古「花沙納姓氏諡號冊」国史館伝包「花沙納伝包」、請求記号：702002051-0-08）を「長白花松岑先生沙訥」と表現する。また光緒『統修雲林寺誌』巻2「重興」の本文内容からおそらく道光八年（1828年）執筆とみられる梁田「重建雲林寺大殿記」では正黄旗蒙古の博爾吉濟特氏広泰を「嚶使則長白広公泰」、また鑲紅旗漢軍の宋如林を「都転則長白宋公如林」と記す。

³⁶ 『申報』光緒九年（1883年）九月初八日「沙市雜録」では荊南道の于蔭霖（宣統元年（1909年）十二月十八日付両広総督袁樹勳「送巡撫于蔭霖履歷咨文」付「履歷事實清摺」国史館伝包「于蔭霖伝包」、請求記号：702003448-0-05）では「吉林原設伯都訥府民籍」とする）について「聞觀察本長白巨家」とし、吉林西部の都市を「長白」に含んでいる。なお、その他の伝記資料では全て「吉林」ではなく「奉天」と表現し、奉天すなわち盛京將軍管区のように記される。光緒二年（1876年）には盛京將軍に総督銜が加わった事と関係があるか（提案は『申報』光緒元年（1875年）八月十八日「光緒元年八月初七日京報全録」「盛京將軍崇奏為熟籌奉省全局遵旨變通吏治謹議章程摺子」、審議の結果は『申報』光緒二年二月十六日「光緒二年正月二十四日京報全録」「恭王奏為遵旨會議變通奉天吏治章程摺子」、変更の下達は『申報』光緒二年正月十一日「光緒元年十二月二十三二十四日京報全録」「上諭」に見られる）。なにより『爵秩全覽（光緒十年夏）』（『集成』第44冊）の湖北荊州府の分巡上荊南兵備道でも于蔭霖を「奉天伯都訥人【進士】」と報じており、一般に于蔭霖は奉天の出身と認識されていたろう。すなわち『申報』は奉天の雅称として長白を採用したようにみえるのである。

³⁷ 『申報』宣統二年（1910年）正月初九日「公饒鄂督赴任」では商約大臣盛宣懷、上海道蔡乃煌、上海總商会総理周晋鑾が江蘇巡撫から湖広総督へと榮転する瑞澂の送別会を開催し、その場で「頌詞」を朗詠し、瑞澂を「長白恕齋制軍」と呼んでいる。瑞澂は正黄旗滿洲博爾吉濟特氏である（父の恭鏜の情報として「恭鏜列伝」国史館伝包「恭鏜伝包」、請求記号：702002861-0-04。なお恭鏜は前出恭釗の弟、琦善の子である）。

³⁸ 拙稿「清末における地方官僚社会の変容——浙江省各種『同官録』成立を中心として」（大学院 GP 事務室『組織的な大学院教育改革推進プログラム「歴史資源アーカイブ国際高度学芸員養成計画」平成20～22年度歴史資源アーカイブ成果報告書』東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻、2011年4月）、「清朝後期における中央基層官僚の基礎的考察——戸部の旗人官僚を中心として」（『集刊東洋学』第113号、2015年6月）、また劉小萌「晚清八旗会館考」（『社会科学戦線』2017年第10期、『清史滿族史論集』中国社会科学出版社、2020年10月に転載）。

³⁹ たとえば劉正愛『民族生成の歴史人類学——滿洲・旗人・滿族』（風響社、2006年2月）、同『孰言吾非滿族——一項歴史人類学研究』（中国社会科学出版社、2015年4月）、また飯山知保「18-19世紀華北におけるモンゴル帝国の記憶——碑文の再解釈現象とその背景」（『歴史資料と中国華北地域——農耕・遊牧の交錯とその影響』東洋大学アジア文化研究所、2021年1月）、同「回顧されるモンゴル時代——陝西省大荔県拜氏とその祖先顕彰」（『元朝の歴史——モンゴル帝国期の東ユーラシア』勉誠出版、2021年5月）。

3. 現代三則——試験制度・教育体制・党企関係

現代に生きる我々は、変化を伝える新情報があれば兎角衝撃的に受け止めてしまいがちである。もし先行する変化の機兆を見落せば、連続して発生していた細波の一部を単独の巨浪と誤認してしまうことがあろう。また、その変化が実際に単独の巨浪であったとして、情報の珍奇性に驚くばかりで、状況変化の観測を怠ってしまうこともある⁴⁰。歴史編に続く本節では、過去の旧稿に時系列変化から補足を加え⁴¹、現政権の特徴として海外の媒体が特筆する試験制度、教育体制、党と企業の関係について、長期的な視野に立つ面的な理解を試みる。

試験制度 今年度の高考（普通高等学校招生全国統一考試、日本の旧センター試験にあたる）には昨年度より7万人増加した1078万人が受験した⁴²。デジタル技術の進展に伴い、一部地域では顔認証システムによる不正防止も導入された⁴³。また、旧稿で簡単に紹介したように、1985年より作題採点に地方分権が進んでいたものの⁴⁴、試験の全国統一も進んでいる。2020年度時点で独自に作成していた北京・天津・上海・江蘇・浙江も、2021年度において江蘇省が統一試験に回帰したほか⁴⁵、教育部考試中心作成の統一試験も5種から4種へと減少した。

さて、旧稿では高考の文系科目のうち地理・政治・歴史が合流した文科総合を紹介した。その内容は今年度も大きく変わらず、たとえば2021年6月8日午前実施の全国1巻「文科総合」は昨年度と同様の35の「選択題」（四択問題）および12の「非選択題」（記述式）で構成された⁴⁶。そして選択題のうち第1問から第11問が地理、第12問から第23問が政治、第24問から35問が歴史に配当され、合計で140点を獲得できる。試みに第28問を挙げよう。

（皮錫瑞『師伏堂日記』によれば）1898年（9月5日すなわち光緒二十四年七月二十日）、

⁴⁰ 総書記「核心」について『日本経済新聞』2016年5月23日「中国指導部、経済巡り溝——党人事にらみ不安定期、来秋党大会で幹部大幅入れ替え」、亡命富豪について『産経新聞』2017年5月18日「政権がもっとも恐れる人物現在アメリカ亡命中 告発次第で共産党は大混乱も」など。

⁴¹ 「考を以て学を促す——現代中国の大学入学試験制度と社会科学教育に関する一考察」（『経営情報研究』第25号、2021年2月）、また「党と企業——中国における政党と企業の関係性および企業ガバナンス」（『経営情報研究』第24号、2020年2月）。なお、それぞれの文末に示したように各論文は本稿筆者のみの執筆にかかるものである。

⁴² 『光明日報』2021年6月3日第4面「強調確保高考安全順利举行 切实維護高考公平公正——孫春蘭在檢查高考準備工作時」。

⁴³ 『新京報』2021年6月7日第4面「今年北京高考考生首次“刷臉”進考場北京——45000餘名考生參加高考、全市設90個考點・1566個考場、如遇高溫、考點提前開啓空調」。

⁴⁴ 1985年の上海市での統一卒業試験が端緒となり、高考の分権が進んだ。当事者の記録として「本市普通高校招生考試制度作重大改革——市教育局副局長凌同光答本報記者問」（上海『青年報』1986年9月12日）や何順華「上海高考单独命題改革的推出」（『口述上海——改革創新（1978-1992）』上海教育出版社、2014年5月）あるいは胡啓立「『中央關於教育体制改革的決定』出台前後」（『炎黄春秋』2008年第12期「本刊特稿」）また教育部「關於進一步深化普通高等学校招生考試制度改革の意見」（『教育學報』1999年第4期）を参照。隨筆的紹介に留まるが、于濤「16省市高考自主命題 考什麼怎樣考」（『中国教育報』2006年11月8日）、劉海峰「高考改革的回顧与展望」（『教育研究』2007年第11期）、同「高考命題從分到統的歷史邏輯」（『中国教育報』2015年3月12日第2面）、周群英・譚丹「基於公平視角的高考40年政策變遷研究」（『華南理工大学學報（社会科学版）』2018年第6期）、杜瑞軍「我國高校自主招生政策演變的多重邏輯」（『教育學報』2021年第1期）も存在。

⁴⁵ 浙江省も2023年から統一試験へ移行するという。蔣亦豊「浙江——2023年起高考語數外使用全國卷」（『中国教育報』2020年6月23日第1面）、また俞佩忠「2023年起高考語數外使用全國卷——我省高考政策6項内容作出重大調整」（『嘉興日報』2020年6月23日第5面）。

⁴⁶ 『五年高考三年模擬 高考文綜』（教育科学出版社・首都師範大学出版社、2021年6月）。

とある書商（皮錫瑞へ弟子の礼をとる江西の書商晏志清）が科挙の八股文形式での出題の廃止により大きな損害を被ったことを嘆いた。ただ、なお「経学の書籍はまだ買い手があり」、その損失は以前見積もったほどではなく、かえって新学（西洋の学問）の書籍に対する投資が損失に直面する。これは当時【 】ことを反映していると言えよう。

- A. 儒学の地位が転覆していた
- B. 列強の侵略がさらに激しくなった
- C. 政局の変化が迅速であった
- D. 西洋の学問が民心に浸透していた

この解答はCであり、光緒帝の戊戌変法（光緒二十四年四月二十三日、1898年6月11日に開始）および西太后による政変（同八月初六日、9月21日）にかかる政局の変化を読み取る問題で、正解すれば4点を獲得する。以下設問要旨を列挙すれば、第24問は西周の封建制、第25問は後漢の江南開発、第26問は北宋代の社会流動の加速、第27問は明清における勸善懲惡の道德書の流行、第29問は第一次国共内戦下の1934年1月27日毛沢東群衆戦略発言、第30問は土地改革（1946年～1953年）による家族の経済地位の変化、第31問は1957年時点での内地と沿海部の工業発展格差について、自国史を問う内容である。また第32問は18世紀におけるイギリスの特許会社、第33問はフランス革命期における家父長権封印状の廃止、第34問はプランクやケルヴィン卿の発言にみる19世紀末の科学環境、第35問はアメリカ中央情報局による現代芸術家ポロックら熱い抽象への援助について、世界史を問う内容である。

また、これ以降もやはり昨年度と同じ構成となる合計160点の記述式問題であり、第36問から第42問が「必考題」（必答問題）、第43問から第47問が「選考題」（選答問題）となる。第36問は上海市の珈琲店出店状況、第37問は圩田開発、第38問は自動車製造業BYDのサプライチェーン開放策、第39問は反外国制裁法成立、第40問は党成立百周年、第41問は東西の歴史書編纂、第42問は1921年から1949年の党の概要を問う。試みに「政治」知識によるべき第40問を挙げよう。

材料を読み、問題の要求を完成しなさい。

【材料】党の第七期中央委員会第二次全体会議の席上（1949年3月5日から13日に河北省平山県の西柏坡で開催）、毛主席は全党に「二種の絶対必要」（虚心謙虚と艱苦奮闘）を訴えた。そして1949年3月23日に党中央が西柏坡から北京へ前進するおり、毛主席は「今日は入京の日だ。入京し試験を受けよう。我々は決して李自成（1606年～1645年、明末起義軍の首領）にはならない。我々はみな試験に良い成績を得ることを望むのだ」と述べた。そしていま、（2008年1月12日に西柏坡を訪問した）総書記は「今日に至り「二種の絶対必要」教育はいまだ成就に遥か遠い。「試験を受けよう」の任務の継続もやはり成就に遥か遠い。我々代々党人はみな不断に人民そして政治成績の試験を受け、人民と歴史に満足な答案を提出し続けるのだ」とおっしゃった。時代は試験者であり、我々は解答者であり、人民は採点者である。我々党が永遠に「試験を受けよう」による覚醒を保ち、始終に「二種の絶対必要」を強調堅持し、人民を導いて激励前進継続奮闘し、歴史的な試験に優秀な答案を提出すれば、中華民族は站起来・富起来・強起来という偉大な飛躍を迎えるだろう⁴⁷。2021年は党の成立百周年にあたる。不断な「試験を受けよう」の背後には、始終

⁴⁷ この表現は2017年10月17日の総書記の言葉を踏まえたもので、それぞれ毛沢東により国家が立ちあがり、鄧小平により豊かになり、そして現在において強くなることを示している。『人民日報』2017年10月19日第2面「「決

に変わらない党の「中国人民のために幸福を講じ、中華民族のために復興を講じる」初心と使命があるのだ。

(1) 材料を読み、(マルクス主義哲学唯物史観の基本問題である) 社会存在と社会意識の辯証関係原理を用いて、党がなぜ永遠に「試験を受けよう」による覚醒を保つ必要があるのか説明しなさい。(12点)

(2) 「二種の絶対必要」は新時代の党人が激励前進する精神的動力であるが、文化の人に与える影響に関する知識を用いて説明しなさい。(10点)

(3) 人生とは一本の不断の「試験を受けよう」の過程といえる。青年が人生という試験でどのように合格の答案を提出するものか、2種の観点を記しなさい。(4点)

そして続く選答問題では「地理2問と歴史3問から科目ごとに1問を選び解答」と説明した後、地理より「選修3 旅行地理」(雲南省元陽県のハニ族棚田と伝統維持・貧困撲滅) および「選修6 環境保護」(青蔵鉄道建設と環境への影響) が、また歴史より「選修1 歴史上の重大な改革の回顧」(西太后主導の光緒新政と洋務運動)、「選修3 二十世紀の戦争と平和」(ベトナム戦争の枯葉剤使用の原因と結果)、「選修4 中国や外国の歴史人物の評論」(時代で相違する五代馮道の評価) が問われている。

以上、2021年度の問題を概観してきた。試みに旧稿からの定点観測として特徴を列挙しよう。第一に、昨年度にみられた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の問題は姿を消している。長らく低水準の新規感染者数が続く中国にとり、敏感な問題であっても緊急の課題ではなくなったということであろうか。また第二に、昨年度につづき日中戦争に関する問題が出題されていない。ただ、第35問の芸術による反共工作や第46問のベトナム戦争の枯葉剤使用としてアメリカの汚点が出題されており、米中緊張の一端を見て取れる。そして第三に、昨年にくらべ更に歴史科の問題に政治科の要素が強くなったことである。実際、本冊付属の「答案深度解析」「命題意図」では第29問について「唯物史観、時空観念、家や国への情緒といった歴史科の素養を体現」、また第30問について「歴史解釈、史料実証、唯物史観という学科の素養を体現」などと述べる。加えて述べれば、昨年度の“コロナ問題”に続き今年度も党成立百周年のような教科書範囲外の時事問題が出題されている。しかも全体的な基調として毛沢東あるいは現在の総書記のみが特筆されており、残る歴代は遠景に霞むのみである。試験はいわば教学の終着点である。学生は出題されるからこそ勉学に励み、反復によって記憶を更新する⁴⁸。教学内容と試験問題は表裏一体の存在なのである。

教育体制 総書記は2017年10月の党大会で自らの名を冠する思想を打ちだした。以降、そ

勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利——習近平同志代表第十八屆中央委員會向大會作的報告摘登」、なお同名の書籍版が人民出版社より2017年10月に出版された。

⁴⁸ 新聞記者には身分更新の試験が課せられているが、2019年度からは総書記社会主義思想などが含まれるようになった(新華社電「加強記者隊伍建設 提高從業人員素養——國家新聞出版署新聞記者証覈發辦公室相關負責人就2019年新聞採編人員崗位培訓考試工作相關問題答記者問」新華社『新華每日電訊』2019年10月16日第3面)。なお香港でも一部に本土と協調する教育を望む声があがり(『北京青年報』2021年3月10日第4面「以“共同家園”理念在港開展國民教育」)、たとえば2009年9月に導入された異見尊重を育む高校必修共識科が2021年9月に本土との関係を伝える高校必修公民与社会發展科に変更されている(姜嘉軒「(教育局局長)楊潤雄:減政治內耗利推國民教育」『文匯報』2021年9月1日第25面、また黎慧怡「公民科開課了 學生:學到真知識」『大公報』2021年9月3日第1面、社説「正本清源第一課 教育展現新氣象」同第2面)。

の内容を主に研究する研究機関が澎湃と設立されている⁴⁹。また小学校以降の各課程でその思想の『学生読本』が導入されることとなり、2018年から試行、2021年からは全国実施となった⁵⁰。おりしも教育部が「双减」（宿題の削減、学習塾の削減）を打ちだしており⁵¹、国内外で大きな変化と受け止められている。ただし、『読本』購読は完全な科目の新設ではなく、従来に存在した「品德」あらため「道徳と法治」の授業で実施される。2020年12月18日に発布された実施方案においても⁵²、思想の学習貫徹が目標と定められているものの、「道徳と法治」は小学校や中学校での「総課時」のうち6から8%を占めるのみといい、「品德」が7から9%であった過去と大きく相違するものではない⁵³。往事にも「三個代表」などが学習内容として挙げられていた⁵⁴。過去とは内容の深度に大きな差異があるものの、その伏線は存在していたと言ってよいだろう。しかも、2017年時点の報告ではこの教科の教育が学生の生活経験や社会的現実から遊離しており、学生の学習積極性は必ずしも高からず、また小学校教員のうち40代以上の一部は中等師範学校の出身であり、新入の若年教員も小学校教育課程の卒業であって、決してこの教科の教育に熟練しているわけではないという⁵⁵。本教科における現在の状況もまた変化の途次に在り、未だ終着点に到達したとは言えまい。

党企関係 旧稿では党と企業の関係性にも言及した。このうち企業党支部建設の積極推進は、海外の諸媒体から党支配強化を目指す現政権の特徴として度々に取り上げられている。実際、たとえば第3回となる全国国有企業党的建設工作會議が2016年10月10日に開催されたが、過去の大会と異なり総書記みずからが出席したといい、この問題に関する政権の高い関心

⁴⁹ 『光明日報』2017年12月15日第1面「10家新時代中国特特色主義思想研究中心（院）成立」、また2021年6月27日第1面「第二批7家新時代中国特特色主義思想研究中心成立」。なお外交部も続く（同2020年7月21日第3面「総書記外交思想研究中心成立儀式在北京举行」）。ただし完全なる新設ではなく関係部局の一角に設立されるようで、たとえば上海市の中心（センター）公式ページでは住所を上海市徐匯区虹漕南路200号としているが、この住所は上海市委党校と同一であり、また党校にはセンター秘書処が存在、センター主任は市委宣傳部部長の周慧琳ながら常務副主任は党校副校長が勤めている。

⁵⁰ 葉春蓮「以『中国夢・我的夢』昇華学生的思想品質」（『新課程（小学）』2019年第8期「管理篇」「德育天地」）、高衆「『新時代中国特特色主義思想学生読本』今年秋季学期起在全国中小学統一使用」（『中国教育報』2021年7月9日第1面）。

⁵¹ 『中国教育報』2021年7月25日第1面「中央辦公厅国務院辦公厅印發——關於進一步減輕義務教育階段学生作業負擔和校外培訓負擔的意見」。なお家庭教育に関しても10月23日には「家庭教育促進法」が成立した（『中国教育法』2021年10月31日第4面「家庭教育立法喚醒全社会的教育責任」）。以降、劉鳳彪「家庭教育這堂課誰都不能置身事外」（『中国教育報』2021年9月24日第2面）、孫雲曉「有強大的父母才能有強大的後代」（同2021年11月7日第4面）、華偉「家庭教育促進法有三大看点」（同2021年11月28日第4面）など、法案には頻々と賛成する分析意見が表明されている。

⁵² 「中央宣傳部 教育部關於印發『新時代学校思想政治理論課改革創新實施方案』的通知（教材〔2020〕6号）」（『教育部公報』2021年第1・2号）。

⁵³ 「教育部關於印發『義務教育課程設置實驗方案』的通知（教基〔2001〕28号）」（『教育部政報』2002年第1・2号）。なお道徳科目については馮建軍「与時俱進、夯實立德樹人根基——新中国成立以來小学德育課程回顧与展望」（『中国教育報』2019年9月18日第9面「課程週聞」）などを参照。なお今季において美術は9%以上である（葉雨婷「美育教育短板如何補齊」『中国青年報』2021年5月13日第1面）。

⁵⁴ 「九年義務教育小学思想品德課和初中思想政治課課程標準（試行）」（『学科教育』1997年第6期）、同「補」（『思想政治課教學』1997年第9期）、「教育部關於印發『九年義務教育小学思想品德課和初中思想政治課課程標準（修訂）』的通知（教基〔2001〕25号）」（『教育部政報』2001年第12号）、「教育部關於印發『教育部精神文明建設領導小組2002年工作安插』的通知（教社政函〔2002〕7号）」（『教育部政報』2002年第5号）など。

⁵⁵ 路娟「找准中小学法治教育創新点」（『光明日報』2017年10月10日第13面）。

を示した⁵⁶。この動きは国有企業に留まらず民間企業にも及び、2012年3月21日には副主席であった現主席が全国非公有制企業党的建設工作會議に参加、以降も党中央組織部が2016年5月26日に厦門で全国園區非公企業党建工作座談会、2017年7月18日に上海で全国城市基層党建工作經驗交流座談会、2018年9月21日に深圳で全国互聯網企業党建工作座談会を開催している⁵⁷。

しかし実のところ企業の党支部建設とて現執行部の発案ではなく、やはり過去からの延長線上にある。全国国有企業党的建設工作會議の第1回會議は1996年の胡錦濤政権下に行われ、重要な「双向進入、交叉任職」（方針人事ともに経営側と党支部が交流一本化する）推奨もまた胡錦濤政権下に始まる⁵⁸。これは民間企業への党支部建設推進も同様で、胡錦濤総書記は2001年4月30日に温州で「非公有制企業党建工作座談会」を「主持召開」したといい、各地での取り組みも伝えられる⁵⁹。そして現総書記は当時浙江省委書記として組織建設に邁進したのであった⁶⁰。

4. 結語にかえて

以上、雑駁に群小の事例から社会変化の一端を紹介してきた。研究として見れば、各々の事例は調査未了の段階にあり、今後の更なる史料蒐集により面的な理解を深め、その上で有機的総体的な理解を行わねばなるまい。とはいえ、筆者の考える実践知の一端を開陳できたものと考えている。前半の歴史編では、従来に関心の薄かった記録の保存や自己認識について検討した。ここでは、記録が良好に保存される文化だからこそその書類廃棄、また時代とともに発生した自己防衛を背景とした自己認識の変容といった姿を紹介できた。また後半の現代編では、現政権が目指す強権的な傾向の表出とみなされる大学入学試験制度改革、また主に政治思想の科

⁵⁶ 「堅持党对国企的領導不動搖——国家最高領導人首次出席全国国有企業党建工作會議、要求保證重大部署在国有企業貫徹執行」（『新京報』2016年10月12日第5面）。なお第1回は1996年12月11日で副総理の呉邦国が出席、第2回は2009年8月17日で副主席であった現総書記が出席している。

⁵⁷ 「全国非公有制企業党建工作會議召開——副主席會見會議代表並講話」（『光明日報』2012年3月22日第3面）、「中央辦公庁印發關於加強和改進城市基層党的建設工作的意見」（『人民日報』2019年5月9日第4面）、「以高質量党建助推非公企業高質量發展——党的十八大以來非公企業党建工作綜述」（『新華每日電訊』2021年6月10日第7面）。

⁵⁸ 「大力加強国有企業党的建設（1996年12月11日）」（『胡錦濤文選』第1卷、人民出版社、2016年9月）、また「關於進一步加強和改進国有企業党的建設工作的通知（1997年1月24日）」（『党内法規選編（1996-2000）』法律出版社、2009年9月）、上海市委組織部「“双向進入、交叉任職”是一種有效的機制」（『党建研究』1999年第9期）、「中央辦公庁轉發『中央組織部・國務院國資委黨委關於加強和改進中央企業党建工作的意見』的通知（2004年10月31日）」（『党内法規選編（2001-2007）』法律出版社、2009年10月）。2021年時点の回顧として「強基固本築堡壘 凝心聚力担使命——党的基層組織在革命性鍛造中更加堅強有力」（『光明日報』2021年7月1日第1面）。

⁵⁹ 「關於新經濟組織中的党建工作（2001年4月30日）」（『胡錦濤文選』第1卷、人民出版社、2016年9月）、顧建鍵・韓狄明・王翠萍編『新經濟組織党的工作』（上海人民出版社、2002年6月）、「趙洪祝在浙江省第十二次代表大會上的報告摘要（四）——加強党的執政能力建設和先進性建設為全面建設小康社会提供根本保證」（『浙江日報』2007年6月15日第2面）。

⁶⁰ 浙江省在任時の対応として「党的基層組織是党執政的基礎（2004年6月30日）」「加強基層組織建設（2004年8月23日）」（『幹在實處 走在前列』、中央党校出版社、2006年12月）、仲偉志「主政民營經濟大省」（『經濟觀察報』2002年12月30日）、洪復初・莊躍成・于武東・徐仲儀・呂伯軍・張日向・涂貞文「改革開放30年与浙江非公有制企業党建」（『全国党的建設研究会2008年自選課題優秀調研成果選編』中央文獻出版社、2010年10月）、「紅色民企浙江造——大型民企經授權可審批新黨員」（南方日報系『21世紀經濟報道』2012年10月31日）、王建双「近平同志既有啓民心智的魅力、又有知民冷暖的情懷」（『學習時報』2020年6月19日第3面「採訪實錄」）。

目を中心とした教育体制の変化、そして党と企業の関係について論じた。ここでは、あたかも現政権の発案のように見える各種制度が過去に淵源を持つことを指摘してきた。一見唐突に発生した事態に見えても、それは応分に過去を引き継ぐものであり、それが正当性の根拠ともなっていることは否定できまい。

ただし、全ての要素がみな継承されるわけではない。例えば江沢民総書記は1999年に十六字訓示「集体領導、民主集中、個別醞釀、會議決定」(集団指導体制、民主集中制、少ない人数での共有深化、會議での決定)⁶¹を提唱した。次代の胡錦濤総書記は後継者時代から当然にその十六字を踏まえ、指導者となっても度々に言及した⁶²。しかし現状では執行部からの言及は無い。また、前代の部局を發展活用する例もある。1949年11月に成立していた教育部視導司は、一時の休止を経て1978年2月に普教司巡視室、そして1986年10月に督導司、1994年2月に教育督導団、2012年8月に督導委員會へと名を更えながら教育を監督してきた。その督導委員會に対し2020年2月に問責の権能を付与することとし、2021年7月に「教育督導問責辦法」を作成、9月1日をもって実施させることとした⁶³。しかも、そこで折しも発令されていた各学校の「双減」(宿題の削減、学習塾の削減)実現を監督させたのである⁶⁴。おそらく今後は総書記の新時代中国特設主義思想の定着程度についての監督も重要項目となることであろう。おりしもロシアではNavigatory Detstvaを導入し学校の監督を行っており⁶⁵、変容する世界において不思議の一致を見せている。

思えば総書記は就任直前に歴史學習の重要性を幹部へ訴えかけていた⁶⁶。そして現在、政権

⁶¹ 江沢民「在紀念成立七十八周年座談會上的講話(1999年6月28日)」(『求是』1999年第14期)。その淵源は鄧小平「組成一個實行改革的有希望的領導集体」(『鄧小平文選』第3卷、人民出版社、1993年1月)に遡るだろう。拙稿「中国における標語宣伝と出版活動」(『経営情報研究』第23号、2019年1月)を参照。

⁶² 「加強民主集中制建設、發揮領導班子整體功能(1998年11月30日)」(『胡錦濤文選』第1卷、人民出版社、2016年9月)。総書記時代にも2002年11月14日改正「黨規約」第2章「黨的組織制度」第10条第5項(その後、2012年11月14日と2017年10月24日の改正でも同条同項で存続)、2004年4月15日成立の『軍隊委員會工作條例(試行)』(第3章「議事和決策」第13条、2011年2月9日の改訂でも第14条として存続)、「關於加強和改進新形勢下黨的建設若干重大問題的決定(2009年9月18日黨第十七屆中央委員會第四次全體會議通過)」(『人民日報』2009年9月28日第1面)として度々に「十六字」に触れる。なお現総書記も地方官時代に十六字を推奨していた(「齊奏一曲悅耳動聽的交響樂(2003年11月3日)」『幹在實處 走在前列』、中央黨校出版社、2006年12月、第8章第4節)。とはいえ現在も全く消え去ったわけではなく、中央黨校校長の劉雲山や内蒙古書記の石泰峰のように十六字に触れるものもあり(「嚴肅黨內政治生活 淨化黨內政治生態」『人民日報』2016年11月7日第3面、また「健全提高黨的執政能力和領導水平制度」『人民日報』2019年12月3日第9面)、また黨規約の祖述として触れることもある(中央宣伝部「黨的歷史使命与行動價值」『人民日報』2021年8月27日第1面)。

⁶³ 程錦慧「我国教育督導制度的建設与發展」(『基礎教育課程』2019年第19期)、また教育督導委員會辦公室主任の田祖蔭「新中國教育督導的五個精彩瞬間」(『中國教育報』2020年2月21日第4面)、「深化體制機制改革 力促教育督導“長牙齒”——國務院教育督導委員會辦公室負責人就『關於深化新時代教育督導體制機制改革的意見』答記者問」(『人民教育』2020年第5期)。

⁶⁴ 「中央辦公庁 國務院辦公庁印發『關於深化新時代教育督導體制機制改革的意見』」(『教育部公報』2020年Z1期)、林煥新「对各地落實“双減”情況將建立半月通報制度——國務院教育督導辦印發通知」(『中國教育報』2021年8月12日第1面)、楊潔「我国首份教育督導問責辦法正式實施」(『中國青年報』2021年9月2日第2面)、歐媚・高衆「督導“長牙齒”問責“打板子”——『教育督導問責辦法』九月一日起施行」(『中國教育報』2021年9月2日第1面)、史望穎「浙江寧波“双減”列為教育督導“一号工程”」(『中國教育報』2021年9月22日第3面)。

⁶⁵ タス通信オンライン版、2021年8月25日「Путин поддержал идею распространить проект "Навигаторы детства" на всю Россию」(<https://tass.ru/obschestvo/12217943>)。

⁶⁶ 「領導幹部要讀點歷史——在中央黨校2011年秋季學期開學典禮上的講話」(中央黨校機關紙『學習時報』2011年9月5日)、なお小中学生にも党史の修養を求めている(林煥新「引導中小學生從小學党史永遠跟党走——教育部部

は機構整備や人事査定、経済対策や安全保障、教育や懲罰そして情報通信技術といった多くの分野で治績を挙げ、すでに過去の「九龍治水」の状態は影を潜めて中央への集権が確立したようにも見える。それだからこそ、これからの大事は上意下達で決定されることであろう。ただし、その変化もまた取捨選択を経た過去の種子の育成という形をとって登場する可能性が高い。今後も前にあらわれる新情報の珍奇性を十分に受け入れながらも、なお長期的な視野に立つ面的な理解そして小さな機兆から将来の象徴的な変化を見通していくべきであろう。

なお本稿は科学研究費補助金・若手研究「近代 中国における旗人官僚社会の実態と変容」（研究課題領域番号 19K13377）および基盤研究（C）「壬辰戦争期、豊臣秀吉＝日本国王冊封のために贈られた明朝笏付・冠服類の総合的研究」（研究課題領域番号 21K00886、研究代表者新宮学名誉教授）の成果の一部である。本稿の内容は今後それぞれの内容において別稿を期すものとする。

署開展系列教育活動』『中国教育報』2021年4月1日第1面、また戈文鳳「如何將党史教育融入小學語文教學」『中国教育報』2021年4月9日第5面）。